



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価(送料共)1か月2,200円

目次 (*については県例規集登載事項)

○ 告示

- 571 平成20年度地下水質調査分析業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等 (環境管理課)
- 572 平成20年度広域総合水質調査に係る水質測定業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等 (")
- *573 平成8年和歌山県告示第640号(騒音規制法に基づく地域の指定及び規制基準)の一部改正 (")
- *574 平成8年和歌山県告示第641号(昭和43年厚生省建設省告示第1号の別表第1号に規定する区域の指定)の一部改正 (")
- *575 平成8年和歌山県告示第643号(振動規制法に基づく地域の指定及び規制基準)の一部改正 (")
- *576 平成8年和歌山県告示第644号(振動規制法施行規則別表第1の付表第1号に規定する区域の指定)の一部改正 (")
- *577 平成12年和歌山県告示第281号(平成12年総理府令第15号備考の規定に基づく区域の指定)の一部改正 (")
- 578 特定非営利活動法人の設立認証の申請(県民生活課)
- 579 特定非営利活動法人の定款変更認証の申請 (")
- 580 身体障害者福祉法による指定医師の辞退 (障害福祉課)
- 581 身体障害者福祉法による医師の指定 (")
- 582 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の廃止 (")
- 583 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の変更 (")
- 584 " (")
- 585 林業種苗生産事業者の登録の失効 (森林整備課)
- 586 基本測量の終了 (技術調査課)
- 587 " (")
- 588 道路の位置の指定 (都市政策課)
- 公告
- 入札公告 (環境管理課)
- " (")
- 都市計画の図書の写しの縦覧 (都市政策課)
- " (")

告 示

和歌山県告示第571号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の5第1項の規定に基づき、平成20年度地下水質調査分析業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

平成20年4月11日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 一般競争入札に付する業務の名称等

(1) 業務の名称

平成20年度地下水質調査(概況調査及び定期モニタリング井戸地下水質調査)分析業務

(2) 業務の内容等

仕様書による。

2 一般競争入札参加者の資格

この一般競争入札に参加する資格を有する者は、平成20年4月15日(火)現在において、次に掲げる要件のいずれについても満たしている者とする。

- (1) 自治法令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 自治法令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者ではないこと。
- (3) 和歌山県が行う指名競争入札に関する指名を停止されていない者であること。
- (4) 消費税、地方消費税及び都道府県税に未納がない者であること。
- (5) 計量法(平成4年法律第51号)第107条に規定する計量証明の事業の登録を受けている者のうち、計量法規則(平成5年通商産業省令第69号。以下「施行規則」という。)別表第4に規定する水又は土壌中の物質の濃度に係る事業を行うことができるものであること。
- (6) 環境分析に精通しており自社による分析で1の(2)に掲げる仕様書に記載する項目の全てについて当該仕様書記載の分析方法及び報告下限値に対応できること。
- (7) 分析を行う自社事業所の所在地が和歌山県、大阪府、奈良県又は三重県内にあること。

3 資格審査申請書類及びその配布方法等

- (1) この一般競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

| | |
|--|---|
| <p>ア 競争入札参加資格審査申請書</p> <p>イ 事業経歴書</p> <p>ウ 法人にあっては、発行後3か月を経過していない登記事項証明書</p> <p>エ 直近1か年分の財務諸表（法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し、資産負債額調及び損益計算書）</p> <p>オ 次に掲げる税金に未納がないことが確認できる納税証明書で発行後3か月を経過していないもの （ア）消費税及び地方消費税 （イ）和歌山県が課する県税全税目（和歌山県税が課税されていない者で、県外に主たる営業所を有する者にあっては、主たる営業所の所在地のある都道府県の納税証明書）</p> <p>カ 使用印鑑届</p> <p>キ 誓約書</p> <p>ク 施行規則第44条第1項に規定する登録証（施行規則別表第4に規定する水又は土壌中の物質の濃度に係る事業の登録をしているもの）の写し</p> <p>ケ 委任状（申請者が代理人を選任した場合）</p> <p>コ 分析標準作業手順書</p> <p>サ 会社概要を示す書類（支店や検査機関等の所在が記載されたパンフレット等）</p> <p>(2) (1)のイからオまでに掲げる申請書類については、資格審査申請時点で既に和歌山県が行う指名競争入札等に係る参加資格審査申請の審査を経て、現に有効な競争入札に参加する資格を有する旨の通知書を交付されている者にあっては、当該通知書の写しを提出することにより、当該書類に代えることができる。</p> <p>(3) (1)のア、イ、カ、キ及びケに掲げる申請書類の用紙については、県で定めるものとし、県が示す仕様書及びこれらの用紙は、平成20年4月11日（金）から平成20年4月18日（金）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く日の午前10時から午後5時までの間に、5に掲げる場所で配布を行う。</p> <p>(4) (1)に掲げる申請書類について質問がある者は平成20年4月7日（金）から平成20年4月22日（火）までの間に和歌山県環境生活部環境政策局環境管理課に対して書面等（ファクシミリを含む。）により行うものとする。</p> <p>4 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所 3の(1)に掲げる申請書類は、平成20年4月15日（火）から平成20年4月22日（火）までの休日を除く日の午前10時から午後5時までの間に、5に掲げる場所で受け付ける。</p> <p>5 資格審査申請書類の配布の場所 和歌山県環境生活部環境政策局環境管理課</p> | <p>和歌山市小松原通一丁目1番地 郵便番号 640-8585 電話番号 073-441-2683 ファクシミリ番号 073-441-2689</p> <p>6 資格審査の結果通知 資格審査申請者には、競争入札参加資格結果通知書により平成20年4月30日（火）までに通知する。</p> <p>7 競争参加資格がないと認められた者に対する理由の説明 (1) 競争入札参加資格がないと認められた者は、本県に対してその理由について説明を求められることができる。 (2) (1)の説明は、平成20年5月7日（金）までに書面により求めるものとする。 (3) (2)の書面は、持参又は書留郵便により提出するものとする。 (4) 説明を求めた者に対する回答については、平成20年5月12日（火）までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。 (5) (2)の書面の提出先は、5に掲げる場所とする。</p> <hr/> <p>和歌山県告示第572号 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項の規定に基づき、平成20年度広域総合水質調査に係る水質測定業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。 平成20年4月11日 和歌山県知事 仁坂吉伸</p> <p>1 一般競争入札に付する業務の名称等 (1) 業務の名称 平成20年度広域総合水質調査に係る水質測定業務 (2) 業務の内容等 仕様書による。</p> <p>2 一般競争入札参加者の資格 この一般競争入札に参加する資格を有する者は、平成20年4月15日（火）現在において、次に掲げる要件のいずれについても満たしている者とする。 (1) 自治法令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。 (2) 自治法令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者ではないこと。 (3) 和歌山県が行う指名競争入札に関する指名を停止されていない者であること。 (4) 消費税、地方消費税及び都道府県税に未納がない者であること。 (5) 計量法（平成4年法律第51号）第107条に規定する計量証明の事業の登録を受けている者のうち、計量法施</p> |
|--|---|

行規則(平成5年通商産業省令第69号。以下「施行規則」という。)別表第4に規定する水又は土壤中の物質の濃度に係る事業を行うことができるものであること。

(6) 環境分析に精通しており自社による分析で塩分、色相、透明度、pH、D0、COD、クロロフィルa、フェオフィチン、全窒素、全りん、アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素、硝酸性窒素、りん酸性りん及び植物プランクトンの全ての項目について1の(2)に掲げる仕様書記載の分析方法及び報告下限値に対応できること。

(7) 分析を行う自社事業所の所在地が和歌山県、大阪府、奈良県又は三重県内にあること。

3 資格審査申請書類及びその配布方法等

(1) この一般競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書

イ 事業経歴書

ウ 法人にあっては、発行後3か月を経過していない登記事項証明書

エ 直近1か年分の財務諸表(法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し、資産負債額調及び損益計算書)

オ 次に掲げる税金に未納がないことが確認できる納税証明書で発行後3か月を経過していないもの

(ア) 消費税及び地方消費税

(イ) 和歌山県が課する県税全税目(和歌山県税が課税されていない者で、県外に主たる営業所を有する者にあっては、主たる営業所の所在地のある都道府県の納税証明書)

カ 使用印鑑届

キ 誓約書

ク 施行規則第44条第1項に規定する登録証(施行規則別表第4に規定する水又は土壤中の物質の濃度に係る事業の登録をしているもの)の写し

ケ 委任状(申請者が代理人を選任した場合)

コ 分析標準作業手順書

サ 会社概要を示す書類(支店や検査機関等の所在が記載されたパンフレット等)

(2) (1)のイからオまでに掲げる申請書類については、資格審査申請時点で既に和歌山県が行う指名競争入札等に係る参加資格審査申請の審査を経て、現に有効な競争入札に参加する資格を有する旨の通知書を交付されている者にあっては、当該通知書の写しを提出することにより、当該書類に代えることができる。

(3) (1)のア、イ、カ、キ及びケに掲げる申請書類の用紙については、県で定めるものとし、県が示す仕様書及びこれらの用紙は、平成20年4月11日(金)から平成20

年4月18日(金)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)に規定する県の休日(以下「休日」という。)を除く日の午前10時から午後5時までの間に、5に掲げる場所で配布を行う。

(4) (1)に掲げる申請書類について質問がある者は平成20年4月11日(金)から平成20年4月22日(火)までの間に和歌山県環境生活部環境政策局環境管理課に対して書面等(ファクシミリを含む。)により行うものとする。

4 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所

3の(1)に掲げる申請書類は、平成20年4月15日(火)から平成20年4月22日(火)までの休日を除く日の午前10時から午後5時までの間に、5に掲げる場所で受け付ける。

5 資格審査申請書類の配布の場所

和歌山県環境生活部環境政策局環境管理課

和歌山市小松原通一丁目1番地

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-2683

ファクシミリ番号 073-441-2689

6 資格審査の結果通知

資格審査申請者には、競争入札参加資格結果通知書により平成20年4月30日(火)までに通知する。

7 競争入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

(1) 競争入札参加資格がないと認められた者は、本県に対してその理由について説明を求めることができる。

(2) (1)の説明は、平成20年5月7日(水)までに書面により求めるものとする。

(3) (2)の書面は、持参又は書留郵便により提出するものとする。

(4) 説明を求めた者に対する回答については、平成20年5月12日(月)までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

(5) (2)の書面の提出先は、5に掲げる場所とする。

和歌山県告示第573号

平成8年和歌山県告示第640号(騒音規制法に基づく地域の指定及び規制基準)の一部を次のように改正する。

平成20年4月11日

和歌山県知事 仁坂吉伸

第1項中「吉備町」を「有田川町」に、「和歌山県生活文化部地域環境課」を「和歌山県環境生活部環境政策局環境管理課」に改め、別図1から別図6までの図及び別図8を次の図のとおり改める。

(次の図は、省略し、その図面は、別図1については和歌山県環境生活部環境政策局環境管理課及び海南市役所に

備え置き、別図2については和歌山県環境生活部環境政策局環境管理課及び橋本市役所に備え置き、別図3については和歌山県環境生活部環境政策局環境管理課及び有田市役所に備え置き、別図4については和歌山県環境生活部環境政策局環境管理課及び御坊市役所に備え置き、別図5については和歌山県環境生活部環境政策局環境管理課及び田辺市役所に備え置き、別図6については和歌山県環境生活部環境政策局環境管理課及び新宮市役所に備え置き、別図8については和歌山県環境生活部環境政策局環境管理課及び白浜町役場に備え置き、それぞれ一般の縦覧に供する。）

第2項の表備考第2号中「第7条」を「第7条第1項」に、「同条第3項」を「同条第2項」に改める。

和歌山県告示第574号

平成8年和歌山県告示第641号（昭和43年厚生省建設省告示第1号の別表第1号に規定する区域の指定）の一部を次のように改正する。

平成20年4月11日

和歌山県知事 仁坂吉伸

第2項第2号中「第7条」を「第7条第1項」に、第2項第3号中「同条第3項」を「同条第2項」に改める。

和歌山県告示第575号

平成8年和歌山県告示第643号（振動規制法に基づく地域の指定及び規制基準）の一部を次のように改正する。

平成20年4月11日

和歌山県知事 仁坂吉伸

第1項中「吉備町」を「有田川町」に、「和歌山県生活文化部地域環境課」を「和歌山県環境生活部環境政策局環境管理課」に改め、別図1から別図6までの図及び別図8を次の図のとおり改める。

（次の図は、省略し、その図面は、別図1については和歌山県環境生活部環境政策局環境管理課及び海南市役所に備え置き、別図2については和歌山県環境生活部環境政策局環境管理課及び橋本市役所に備え置き、別図3については和歌山県環境生活部環境政策局環境管理課及び有田市役所に備え置き、別図4については和歌山県環境生活部環境政策局環境管理課及び御坊市役所に備え置き、別図5については和歌山県環境生活部環境政策局環境管理課及び田辺市役所に備え置き、別図6については和歌山県環境生活部環境政策局環境管理課及び新宮市役所に備え置き、別図8については和歌山県環境生活部環境政策局環境管理課及び白浜町役場に備え置き、それぞれ一般の縦覧に供する。）

第2項の表備考第2号中「第7条」を「第7条第1項」に、「同条第3項」を「同条第2項」に改める。

和歌山県告示第576号

平成8年和歌山県告示第644号（振動規制法施行規則別表第1の付表第1号に規定する区域の指定）の一部を次のように改正する。

平成20年4月11日

和歌山県知事 仁坂吉伸

第2項第2号中「第7条」を「第7条第1項」に、第2項第3号中「同条第3項」を「同条第2項」に改める。

和歌山県告示第577号

平成12年和歌山県告示第281号（平成12年総理府令第15号備考の規定に基づく区域の指定）の一部を次のように改正する。

平成20年4月11日

和歌山県知事 仁坂吉伸

第1項中「吉備町」を「有田川町」に、「和歌山県生活文化部地域環境課」を「和歌山県環境生活部環境政策局環境管理課」に改め、別図1から別図6までの図及び別図8を次の図のとおり改める。

（次の図は、省略し、その図面は、別図1については和歌山県環境生活部環境政策局環境管理課及び海南市役所に備え置き、別図2については和歌山県環境生活部環境政策局環境管理課及び橋本市役所に備え置き、別図3については和歌山県環境生活部環境政策局環境管理課及び有田市役所に備え置き、別図4については和歌山県環境生活部環境政策局環境管理課及び御坊市役所に備え置き、別図5については和歌山県環境生活部環境政策局環境管理課及び田辺市役所に備え置き、別図6については和歌山県環境生活部環境政策局環境管理課及び新宮市役所に備え置き、別図8については和歌山県環境生活部環境政策局環境管理課及び白浜町役場に備え置き、それぞれ一般の縦覧に供する。）

第2項の表備考第2号中「第7条」を「第7条第1項」に、「同条第3項」を「同条第2項」に改める。

和歌山県告示第578号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定による設立認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成20年5月27日まで縦覧に供する。

平成20年4月11日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 申請年月日

平成20年3月27日

2 名称

特定非営利活動法人熊野ワールド

3 代表者の氏名

濱本恭生

4 主たる事務所の所在地

田辺市中万呂863

5 定款に記載された目的

この法人は、山村地域振興のため、山村地域資源である農林産物、温泉、観光資源を生かした地域振興のための活動を目的とする。

和歌山県告示第579号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成20年6月1日まで縦覧に供する。

平成20年4月11日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 申請年月日

平成20年4月1日

2 名称

特定非営利活動法人来実の会

3 代表者の氏名

谷川正純

4 主たる事務所の所在地

紀の川市西三谷614番地

5 定款に記載された目的

この法人は、障害者に対して、デイサービス・居宅介護事業と共同作業所及びグループホームに関する事業を行い、

障害者雇用促進に寄与することを目的とする。

和歌山県告示第580号

身体障害者福祉法施行令(昭和25年政令第78号)第3条第2項の規定により、次のとおり身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項の指定を受けた医師から指定の辞退の届出があった。

平成20年4月11日

和歌山県知事 仁坂吉伸

| 指 定 医 師 名 | 診 療 科 目 | 医 療 機 関 名 | 医 療 機 関 の 所 在 地 | 辞 退 年 月 日 |
|--------------|--------------|------------|--------------------|--------------|
| 大石雅巳 | 内科 | 新宮市立医療センター | 新宮市蜂伏18-7 | 平成20.3.4 |
| 安達勝利 | 心臓血管外科・呼吸器外科 | 新宮市立医療センター | 新宮市蜂伏18-7 | 平成20.3.4 |
| 古田一郎 | 内科 | 新宮市立医療センター | 新宮市蜂伏18-7 | 平成20.3.4 |
| 松本収生 | 外科 | 新宮市立医療センター | 新宮市蜂伏18-7 | 平成20.3.4 |
| 山本克浩 | 内科・循環器内科 | 新宮市立医療センター | 新宮市蜂伏18-7 | 平成20.3.4 |

和歌山県告示第581号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項に規定する医師を次のとおり指定した。

平成20年4月11日

和歌山県知事 仁坂吉伸

| 指 定 医 師 名 | 診 療 科 目 | 医 療 機 関 名 | 医 療 機 関 の 所 在 地 | 指 定 年 月 日 | 診 断 す る 身 体 障 害 の 種 類 | | | | | | | | | | | | |
|--------------|-----------------|----------------------|--------------------|--------------|-----------------------|--------|--------|-------------|------------------|--------|--------|--------|--------|---------------------------------|--------|--------|--|
| | | | | | 視 覚 | 聴 覚 | 平 衡 | 言 語 声 | そ し ゃ く | 肢 体 | 心 臓 | 腎 臓 | 呼 吸 | 又 は う ご う 直 腸 | 小 腸 | 免 疫 | |
| 泉鉉吉 | 小児科 | 社会保険紀南病院 | 田辺市新庄町46-70 | 平成20.3.31 | | | | | | | | | ○ | ○ | ○ | | |
| 鮑浦淳介 | 眼科 | 上富田クリニック | 西牟婁郡上富田町朝来1407-1 | 平成20.3.31 | ○ | | | | | | | | | | | | |
| 小口健 | 神経内科、リハビリテーション科 | (財)白浜医療福祉財団 白浜はまゆう病院 | 西牟婁郡白浜町1447 | 平成20.3.31 | | | | | ○ | ○ | | | | | | | |

和歌山県告示第582号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第46条第1項の規定に基づく指定障害福祉サービス事業者の廃止について、次のとおり届出があったので、同法第51条第2号の規定

に基づき公示する。

平成20年4月11日

和歌山県知事 仁坂吉伸

| 事業所 番 号 | 事業所の名称 | 事業所の所在地 | 障害福祉サービ ス の 種 類 | 事業者の名称 | 事業者の主たる 事務所の所在地 | 廃 止 年 月 日 |
|------------|--------|---------|-----------------------------|--------|--------------------|--------------|
|------------|--------|---------|-----------------------------|--------|--------------------|--------------|

| | | | | | | |
|----------------|----------------------|--------------------|----------------|----------------|-------------|----------------|
| 30113001 46 | ホーム・ナースヘル プサービス紀北 | 伊都郡かつらぎ町妙寺 54-5 | 居宅介護 重度訪問介護 | 有限会社ホームナ ース | 和歌山市鳴神55-16 | 平成 19.12.31 |
|----------------|----------------------|--------------------|----------------|----------------|-------------|----------------|

和歌山県告示第583号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第46条第1項の規定に基づく指定障害福祉サービス事業者の変更について、次のとおり届出があったので、同法第51条第2号の規定

に基づき公示する。

平成20年4月11日

和歌山県知事 仁坂吉伸

| 事業所 番号 | 事業所の名称 | 障害福祉 サービスの 種類 | 変更事項 | 変 更 前 | 変 更 後 | 変 更 年 月 日 |
|----------------|---------------------|---------------------|---------|----------------|----------------|-----------------------|
| 30110003 08 | ひまわり福祉サー ビス橋本事業所 | 居宅介護 重度訪問介護 | 事業所の所在地 | 橋本市隅田町下兵庫723-2 | 橋本市隅田町下兵庫514-3 | 平成 20.3.17 |

和歌山県告示第584号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者の指定の変更について、次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定に基づき公

示する。

平成20年4月11日

和歌山県知事 仁坂吉伸

| 事業所 番号 | 事業所の名称 | 障害福祉サービスの 種類 | 変更事項 | 変 更 前 | 変 更 後 | 変更指定 年月日 |
|----------------|---------|-----------------|------|-------------|-------------|--------------|
| 30124100 27 | いなづみ作業所 | 就労継続支援B型 | 利用定員 | 15人 | 20人 | 平成 20.4.1 |

和歌山県告示第585号

林業種苗法(昭和45年法律第89号)第14条第1項の規定による林業種苗生産業者の事業廃止に伴う登録の失効につい

て、同法第16条第1項の規定により、次のとおり公告する。

平成20年4月11日

和歌山県知事 仁坂吉伸

| 登録番号 | 生産事業者 | | 生産事業の内容 | | | | 事業所 | |
|------|--------|-------------------|---------|--------|--------|--------|--------|-------------------|
| | 氏名又は名称 | 住所 | 種 採 | 穂 選 | 苗 育 | 木 成 | 名 称 | 所 在 地 |
| 3257 | 西岡義文 | 伊都郡かつらぎ町東谷 892 | | | ○ | ○ | 西岡義文 | 伊都郡かつらぎ町東谷 892 |

和歌山県告示第586号

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第2項の規定に基づき国土交通省国土地理院長から基本測量を終了した旨通知があったので、次のとおり公示する。

つき国土交通省国土地理院長から基本測量を終了した旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成20年4月11日

和歌山県知事 仁坂吉伸

平成20年4月11日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 作業の種類 基本測量(電子基準点測量)
- 2 作業期間 平成19年12月20日から平成20年3月21日まで
- 3 作業地域 和歌山県日高郡みなべ町・東牟婁郡那智勝浦町

- 1 作業の種類 基本測量(電子基準点測量)
- 2 作業期間 平成19年7月1日から平成20年3月19日まで
- 3 作業地域 白浜町、すさみ町、那智勝浦町、太地町、古座川町、串本町

和歌山県告示第587号

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第2項の規定に基

和歌山県告示第588号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成20年4月11日

和歌山県知事 仁坂吉伸

| 指定番号 | 指定位置 | 申請者 住所氏名 | 指定 年月日 | 道 路 | |
|------|--------------------------|---|---------------|--------------|----------------|
| | | | | 幅員 メートル | 延長 メートル |
| 2961 | 紀の川市上野 字丸野129番 の一部 | 和歌山市新生 町2番5号 東不動産株式 会社 代表取締役 東行男 | 平成 20.3.31 | 6.00 5.00 | 34.79 28.01 |

公 告

入 札 公 告

平成20年度地下水質調査分析業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

平成20年4月11日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 一般競争入札に付する事項
 - (1) 事業年度及び事業番号
平成20年度環管第9号
 - (2) 委託業務名
平成20年度地下水質調査（概況調査及び定期モニタリング井戸地下水質調査）分析業務
 - (3) 業務委託内容
仕様書による。
 - (4) 業務履行の場所
和歌山県が指定する場所
 - (5) 委託業務期間
契約締結日から平成20年10月17日まで
- 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項
平成20年和歌山県告示第571号に規定する委託業務に係る一般競争入札参加資格を有すること。
- 3 契約条項を示す場所及び日時
 - (1) 場所
和歌山市小松原通一丁目1番地
和歌山県環境生活部環境政策局環境管理課
 - (2) 日時
平成20年4月11日（金）から平成20年4月18日（金）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）に規定する県の休日を除く日の午前10時から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く。）
- 4 仕様書を交付する場所及び日時等
 - (1) 仕様書を交付する場所及び日時は、次のとおりとする。
 - ア 場所
3の（1）に同じ。
 - イ 日時

3の（2）に同じ。

- (2) (1)の規定により交付する仕様書に対して質問のある者は、和歌山県環境生活部環境政策局環境管理課に対して平成20年4月22日（火）午後5時までに書面等（ファクシミリを含む。）により行うものとする。
- 5 入札説明書を交付する場所及び日時等
 - (1) 入札説明書を交付する場所及び日時は、次のとおりとする。
 - ア 場所
3の（1）に同じ
 - イ 日時
3の（2）に同じ
 - (2) (1)の規定により交付する入札説明書に対して質問がある者は、和歌山県環境生活部環境政策局環境管理課に対して平成20年4月22日（火）午後4時までに書面等（ファクシミリを含む。）により行うものとする。
- 6 一般競争入札執行の場所及び日時等
 - (1) 一般競争入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。
 - ア 入札場所
和歌山市小松原通一丁目1番地
和歌山県民文化会館4階第402会議室
 - イ 入札日時
平成20年5月14日（水）午後2時から
 - ウ 開札場所
アに同じ。
 - エ 開札日時
イに同じ。
 - (2) (1)の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県より競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。
- 7 入札方法
落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 8 入札保証金に関する事項
 - (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。
 - (2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に

充当することができる。

- (3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

9 契約保証金に関する事項

- (1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
- (2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第95条までの規定に定めるところによる。

10 入札の無効

本公告に示した競争入札に参加資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県より競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、指名停止措置を受けて指名停止期間中である者等入札時点で2に規定する資格のない者のした入札は、無効とする。

11 入札執行方法の細目

- (1) 入札の要件の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。
- (2) この入札の開札には、和歌山県環境生活部環境政策局環境管理課の職員が立ち会うものとする。
- (3) 落札者の決定は、和歌山県財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- (4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県環境生活部環境政策局環境管理課の職員にくじを引かせるものとする。
- (5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。

12 契約書の要否

要

13 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

14 その他

- (1) この入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県環境生活部環境政策局環境管理課

イ 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-2683

ファクシミリ番号 073-441-2689

入札公告

平成20年度広域総合水質調査に係る水質測定業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

平成20年4月11日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 事業年度及び事業番号

平成20年度環管第8号

- (2) 委託業務名

平成20年度広域総合水質調査に係る水質測定業務

- (3) 業務委託内容

仕様書による。

- (4) 業務履行の場所

和歌山県が指定する場所

- (5) 委託業務期間

契約締結日から平成21年3月4日まで

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

平成20年和歌山県告示第572号に規定する委託業務に係る一般競争入札参加資格を有すること。

3 契約条項を示す場所及び日時

- (1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県環境生活部環境政策局環境管理課

- (2) 日時

平成20年4月11日（金）から平成20年4月18日（金）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）に規定する県の休日を除く日の午前10時から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く。）

4 仕様書を交付する場所及び日時等

- (1) 仕様書を交付する場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 場所

3の(1)に同じ。

イ 日時

3の(2)に同じ。

- (2) (1)の規定により交付する仕様書に対して質問のある者は、和歌山県環境生活部環境政策局環境管理課に対して平成20年4月22日（火）午後5時までに書面等（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

5 入札説明書を交付する場所及び日時等

(1) 入札説明書を交付する場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 場所
3の(1)に同じ。

イ 日時
3の(2)に同じ。

(2) (1)の規定により交付する入札説明書に対して質問がある者は、和歌山県環境生活部環境政策局環境管理課に対して平成20年4月22日（火）午後5時までに書面等（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

6 一般競争入札執行の場所及び日時等

(1) 一般競争入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 入札場所
和歌山市小松原通一丁目1番地
和歌山県民文化会館4階第402会議室

イ 入札日時
平成20年5月14日（水）午後2時30分から

ウ 開札場所
アに同じ。

エ 開札日時
イに同じ。

(2) (1)の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県より競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。

7 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

8 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

9 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第95条までの規定に定めるところによる。

10 入札の無効

本公告に示した競争入札に参加資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県より競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、指名停止措置を受けて指名停止期間中である者等入札時点で2に規定する資格のない者のした入札は、無効とする。

11 入札執行方法の細目

(1) 入札の要件の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。

(2) この入札の開札には、和歌山県環境生活部環境政策局環境管理課の職員が立ち会うものとする。

(3) 落札者の決定は、和歌山県財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

(4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県環境生活部環境政策局環境管理課の職員にくじを引かせるものとする。

(5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。

12 契約書の要否
要

13 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否
否

14 その他

(1) この入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称
和歌山県環境生活部環境政策局環境管理課

イ 所在地
和歌山市小松原通一丁目1番地
郵便番号 640-8585
電話番号 073-441-2683

ファクシミリ番号 073-441-2689

都市計画の図書の写しの縦覧公告

海南市から、都市計画の変更の図書の送付を受けたので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成20年4月11日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 都市計画の種類及び名称
下津都市計画道路(3・6・2号蝶川線)
- 2 縦覧場所
和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課

都市計画の図書の写しの縦覧公告

有田市から、都市計画の変更の図書の送付を受けたので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成20年4月11日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 都市計画の種類及び名称
有田都市計画道路(3・6・14号深谷線)
- 2 縦覧場所
和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課